

介護老人保健施設ラ・エスペランサ
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款
（令和6年6月1日）

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設ラ・エスペランサ（以下「当施設」といいます。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」といいます。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したのち、令和 年 月 日から効力を有します。ただし、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもつて、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。ただし、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額10万円の範囲内で、利用者と同様して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。ただし、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。ただし、第1項ただし書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。ただし、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合

② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合

③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず2週間以内に支払われない場合

④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。

⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。ただし、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙3の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃に発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。ただし、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。ただし、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(衛生管理)

第 12 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止等)

第 14 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(要望又は苦情等の申出)

第 15 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談

員に申し出るか、又は備付けの用紙、管理者あての文書で事務所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 16 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 17 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について
（令和6年6月1日現在）

1. 介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス（介護予防サービス）計画等に基づき、当施設を一定期間ご利用いただきます。

看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上並びに利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者、利用者の身元引受人、利用者の家族等の希望を十分に取り入れます。また、計画の内容については、同意をいただきます。

3. （介護予防）通所リハビリテーションの職員体制

当施設従事者の職種、員数は次の通りであり、必置職については法令の定めるところによる。

職 種	人 数	備 考
医 師	1 人	施設兼務
理学療法士	3 人	内 1 名施設兼務
作業療法士	1 人	施設兼務
言語聴覚士	1 人	施設兼務
看護職員	3 人	内 2 名非常勤
介護職員	6 人	内 1 名非常勤

4. サービス内容

- ① 通所リハビリテーションサービス（介護予防通所リハビリテーションサービス）計画の立案
- ② 食事
昼食 12時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた（介護予防）通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑩ その他
*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

5. 協力医療機関等

当（介護予防）通所リハビリテーションでは、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 濟生会和歌山病院
- ・住 所 和歌山市十二番丁45

- ・名 称 須佐病院
- ・住 所 和歌山市吹屋町4-30

- ・名 称 稲田病院
- ・住 所 和歌山市和田1175

- ・名 称 高山病院
- ・住 所 和歌山市小雑賀3-1-11

・協力歯科医療機関

- ・名 称 辻岡歯科
- ・住 所 和歌山市手平5-1-17

- ・名 称 山下歯科診療所
- ・住 所 和歌山市和歌浦東2-1-66

- ・名 称 くすの木デンタルクリニック
- ・住 所 和歌山市島崎町5丁目3-27

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

(携帯電話等、番号の変更があった場合は速やかにお知らせ下さい)

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 飲酒・喫煙
飲酒に関してはご遠慮下さい。喫煙に関しては、防火管理上禁煙となっています。
- ・ 火気の取扱い
みだりに火気を取り扱うことは、防火管理上禁止します。
- ・ 設備・備品の利用
設備・備品の利用に際しては、施設における共同生活に支障をきたさないよう皆様のご協力をお願い致します。また破損等の事態に際しましては弁償していただく場合もございますのでご了承下さい。
- ・ 所持品・備品・食べ物等の持ち込み
私物に関しては、必要最低限でお願い致します。また所持品には必ず氏名をご記入下さい。
なお施設内での所持品の紛失、破損等につきましては一切の責任は負いかねます。食べ物等につきましても適量とし、他の利用者へのお裾分けはご遠慮ください。また、食品衛生管理上残った物は必ずお持ち帰り下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理
金銭・貴重品の持ち込みに関しては、原則的に禁止します。

- ・ 宗教活動
禁止します。
- ・ ペットの持ち込み
衛生上問題となりますので禁止します。
- ・ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用時間内の医療機関受診について
（介護予防）通所リハビリテーション時間内の医療機関受診については自己負担となります。
- ・ 理美容について
出入り業者をご利用いただけます。実施日が決まっていますので、ご希望の方はスタッフまでお声かけください。

7. 非常災害対策

- ・ 防災設備 建物の構造は耐火構造建築となっています。また、消火器、スプリンクラー、自動火災報知器、誘導灯、非常警報設備、避難器具、ガス漏れ警報機、消防通報設備、自家発電設備、蓄電池設備、防火戸、防災監視盤等を完備しております。
- ・ 防災訓練 年2回以上の消火、通報訓練及び避難訓練を実施しています。

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心してご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 要望及び苦情等の相談

管理者、事務局にお気軽にご相談ください。（電話 073-427-0600）

また、1階受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用ください。

さらに行政等の相談窓口として、和歌山市介護保険課（073-435-1190）、和歌山県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口（073-427-4662）にも申し出ることが出来ます。

10. その他

当施設についてパンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

個人情報の利用目的

(令和6年6月1日現在)

介護老人保健施設ラ・エスペランサでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念のもと、お預かりしている利用者及びご家族の個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

したがって、予め定めのない事項について第三者から問い合わせがあってもお答えすることはありません。

【利用者への医療・介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者に提供する医療・介護サービス
- ・介護保険事務
- ・医療・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 通所リハビリテーション利用の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の医療・介護サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者に提供する医療・介護サービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見、助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・他の医療機関へ入通院が必要となった場合の連携、照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習への協力
 - 当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

介護、診療情報の提供及び個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、利用者の皆様へ説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）及び個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

◎介護、診療情報の提供

- ◆ ご自身の症状やケアについての質問や不安がある場合は、遠慮なく医師、看護師又は支援相談員及びケアマネジャーに質問し、説明を受けて下さい。

◎介護、診療情報の開示

- ◆ ご自身の介護、診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、医師又は支援相談員に開示をお申出下さい。

◎個人情報の内容訂正、利用停止

- ◆ 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- ◆ 当施設が保有する個人情報（介護、診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正、利用停止を求めることができます。施設長にお申出下さい。調査の上、対応いたします。

◎個人情報の利用目的

- ◆ 個人情報は、以下の場合を除き本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆ サービス提供のために利用するほか、施設運営、教育、研修、行政命令の遵守、他の医療、介護、福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されない形で報告することがあります。
- ◆ 当施設は、看護、介護職等の研修施設に指定されており、研修、養成の目的で、介護、医療専門職等の学生が、看護、介護などに同席する場合があります。

◎ご希望の確認と変更

- ◆ 入所予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者ご本人に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申出があった場合は、連絡いたしません。
- ◆ 電話あるいは面会者からの、利用の有無、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申出下さい。
- ◆ 一度出された希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申出下さい。

◎相談窓口

- ◆ ご質問やご相談は、各部署責任者、施設長又は支援相談員にお申出下さい。

令和6年6月1日

施設長

利用者負担説明書

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のご利用者負担は、介護保険の給付にかかる通常1割の自己負担分（負担割合が1割ではないご利用者については、その割合に応じた負担分）と保険給付対象外の費用（食費、利用者の選択に基づく特別な食費、理美容代、利用者様の希望による倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を利用料としてお支払いいただきます。

なお保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）ごとに異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や、配置している職員の数等で異なります。また、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、別紙をご参照下さい。

介護保険には大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にて種々のサービスを受ける居宅サービスがあります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけます。しかし、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーションは居宅サービスであり、原則的には居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、利用することができません。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと利用できません。利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているかどうかをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、通所リハビリテーションの担当者にご相談ください。

<別紙 3>

通所リハビリテーション利用料金について
(令和6年6月1日現在)

1. 利用料金

(1) 基本料金

※施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は負担割合1割の方の1日当たりの自己負担分です)

[介護給付]

通所リハビリテーション費

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	382円
・要介護2	412円
・要介護3	444円
・要介護4	474円
・要介護5	508円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	396円
・要介護2	454円
・要介護3	515円
・要介護4	574円
・要介護5	633円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	502円
・要介護2	584円
・要介護3	665円
・要介護4	768円
・要介護5	870円

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	572円
・要介護2	664円
・要介護3	754円
・要介護4	872円
・要介護5	989円

[5時間以上6時間未満]

・要介護1	643円
・要介護2	763円
・要介護3	881円
・要介護4	1,020円
・要介護5	1,157円

[6時間以上7時間未満]

・要介護 1	739円
・要介護 2	878円
・要介護 3	1,014円
・要介護 4	1,175円
・要介護 5	1,333円

[7時間以上8時間未満]

・要介護 1	788円
・要介護 2	933円
・要介護 3	1,081円
・要介護 4	1,255円
・要介護 5	1,425円

*通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間に応じ、リハビリテーション提供体制加算として、それぞれ下記が加算されます。

[3時間以上4時間未満の場合]	13円
[4時間以上5時間未満の場合]	17円
[5時間以上6時間未満の場合]	21円
[6時間以上7時間未満の場合]	25円
[7時間以上の場合]	29円

*配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置している場合は、理学療法士等体制強化加算として、1日につき31円加算されます。

*日常生活上の世話を行った後に引き続き、8時間以上の通所リハビリテーションを行った場合は、延長加算として、下記の費用が加算されます。

8時間以上 9時間未満	52円
9時間以上 10時間未満	104円
10時間以上 11時間未満	155円
11時間以上 12時間未満	207円
12時間以上 13時間未満	259円
13時間以上 14時間未満	310円

*厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して入浴介助を行った場合は、入浴介助加算として、1回につき下記いずれかが加算されます。

入浴介助加算 (I)	42円
入浴介助加算 (II)	62円

*厚生労働大臣が定める基準に適合し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、1月につき下記いずれかが加算されます。

リハビリテーションマネジメント加算 (イ)	(開始から6月以内)	579円
	(" 6月超)	248円
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)	(開始から6月以内)	613円
	(" 6月超)	282円
リハビリテーションマネジメント加算 (ハ)	(開始から6月以内)	820円
	(" 6月超)	489円

さらに、医師が利用者に説明した場合上記に加えて279円加算されます。

* 病院又は介護施設等から退院（所）した日、若しくは認定日から3月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合は、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき114円加算されます。

* 認知症の症状等の見られる方に対し、病院又は介護施設等から退院（所）した日、若しくは通所利用開始日から3月以内に集中的なリハビリテーションを行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、下記いずれかが加算されます。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1日当たり	248円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1月当たり	1,984円

* 病院や診療所を退院するにあたり、当施設の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後、初回の指定通所リハビリテーションを行った場合、1回に限り退院時共同指導加算として、620円が加算されます。

* 生活行為の内容の充実を図るための目標をリハビリテーション計画にあらかじめ定めて、利用者の有する能力の向上を支援した場合は、開始日から6月以内に限り、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、1月につき1,292円が加算されます。

* 若年性認知症者に対して通所リハビリテーションを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき62円加算されます。

* 管理栄養士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に説明等を行い、厚生労働省に情報の提出、情報の活用を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき52円加算されます。

* 低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対し、その状態の改善等目的とした栄養管理を行い、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、栄養改善加算として、1月に2回を限度として207円加算されます。

* 利用者に対し、利用開始及び利用中6月ごとに口腔の健康状態又は栄養状態についての確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態又は栄養状態に関わる情報を介護支援専門員と文書で共有した場合は、口腔・栄養スクリーニング加算として、6月に1回下記いずれかが加算されます。

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	21円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	6円

* 口腔機能が低下している、又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として口腔清掃の指導等を行い、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを厚生労働大臣が定める基準で行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき下記いずれかが加算されます。また、3月ごとに行う評価の結果、引き続き行うことが必要であると認められる利用者については、引き続き算定することが出来ます。

口腔機能向上加算（Ⅰ）	155円
-------------	------

口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	161円
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	166円

*厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合は、重度療養管理加算として、1日につき104円加算されます。

*中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、通所リハビリテーションを行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき21円加算されます。

※利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報等を厚生労働省に提出し、適切なサービス提供のため、必要な情報を活用した場合、科学的介護推進体制加算として、1月につき42円が加算されます。

*利用者の社会参加等を支援した場合は、移行支援加算として、1日につき13円加算されます。

*サービス提供に係る厚生労働大臣が定める基準に適合した場合は、サービス提供体制強化加算として、1日につき下記のいずれかが加算されます。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	23円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	19円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	7円

[予防給付]

以下は負担割合1割の方の1月当たりの自己負担分です。

介護予防通所リハビリテーション費

・ 利用開始から1年以内	
要支援1	2,343円
要支援2	4,368円
—・ 利用開始から1年を超え、厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合	
要支援1	2,219円
要支援2	4,120円

*生活行為の内容の充実を図るための目標をリハビリテーション計画にあらかじめ定めて、利用者の有する能力の向上を支援した場合は、開始日から6月以内に限り、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、1月につき581円加算されます。

*病院や診療所を退院するにあたり、退院前カンファレンスに参加し指導を行った後、初回の通所リハビリテーションを行った場合、1回に限り退院時共同指導加算として、620円が加算されます。

*栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施し、厚生労働大臣が定める基準を満たした場合、1月に1回とし、一体的サービス提供加算として496円が加算されます。

*若年性認知症者に対して介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき248円加算されます。

*管理栄養士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に説明等を行い、厚生労働省に情報の提出、情報の活用を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき52円加算されます。

*低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対し、その状態の改善等目的とした栄養管理を行い、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、栄養改善加算として、1月に2回を限度として原則3月以内に限り207円加算されます。

*利用者に対し、利用開始及び利用中6月ごとに口腔の健康状態又は栄養状態についての確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態又は栄養状態に関わる情報を介護支援専門員と文書で共有した場合は、口腔・栄養スクリーニング加算として、6月に1回下記いずれかが加算されます。

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	21円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	6円

*口腔機能が低下している、又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として口腔清掃の指導等を行い、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを厚生労働大臣が定める基準で行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として下記いずれかが加算されます。また、3月ごとに行う評価の結果、引き続き行うことが必要であると認められる利用者については、引き続き算定することが出来ます。

口腔機能向上加算（Ⅰ）	155円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	161円

※利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報等を厚生労働省に提出し、適切なサービス提供のため、必要な情報を活用した場合、科学的介護推進体制加算として、1月につき42円が加算されます。

*サービス提供に係る厚生労働大臣が定める基準に適合した場合は、サービス提供体制強化加算として、下記のいずれかが加算されます。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1	91円
	要支援2	182円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1	75円
	要支援2	149円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	要支援1	25円
	要支援2	50円

介護職員等処遇改善加算として、下記いずれかが加算されます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数の8.6%
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	総単位数の8.3%

介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 総単位数の6.6%

介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 総単位数の5.3%

(2) その他の利用料負担等

- | | | |
|---------------|---|------|
| ① 食費 | 昼食（おやつ代含む） | 600円 |
| ② 教養娯楽費 | 利用者の希望により行うクラブやレクリエーションで使用する折り紙やビーズ等の材料費です。 | 50円 |
| ③ おむつ代 | 利用者の身体の状況によりおむつの利用が必要な場合で、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。 | 別表 |
| ④ 行事費 | 小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。 | 実費 |
| ⑤ 電気料／1日（1品目） | | 55円 |

(3) 支払い方法

- ・毎月10日頃に、請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。
- ・お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・毎月のお支払いは、原則、金融機関口座自動引き落としでお願いしています。